**研修実施に関する留意事項（第３号研修）**

登録研修機関に対する立入検査などで確認された事例を基に留意事項を記載しています。

適正な研修実施に努められるようお願いいたします。

**【登録内容・手続に関する事項】**

○大阪府への登録内容に変更（指導看護師、実地研修先の変更など）があった場合は、予め変更届を提出すること。

○研修の一部履修免除を行う際には、業務規程に明記し、免除する内容について、修了証書や履修証明書で確認すること。実務者研修は履修免除の対象とならない。

**【研修実施に関する事項】**

**基本研修について**

**①講義について**

○カリキュラム（時間割）を作成し、受講生に提示すること。

**②現場演習について**

○シミュレーター演習（1時間）とは別に、「特定の者」に合わせた現場演習を、一連の流れが問題なくできるようになるまで実施し、全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順通りに実施できているか評価すること。口腔内・鼻腔内の喀痰吸引を一連の行為として実施しないこと。

○指導講師が実施毎に評価票を記録すること。

○評価者がわかるようサインすること。また実施日時の記載洩れがないようにすること。

**実地研修について**

○指導看護師の指導・評価において、喀痰吸引等行為のすべての項目が連続２回以上「手順通り実施できる」と評価されるまで実施すること。

○実地研修の評価票には指導看護師が確認サインをすること。また実施日時の記載洩れがないようにすること。

○医師の指示書・同意書について

介護職員等による喀痰吸引等の実施は、医師の指示の下行われることが、社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に示されており、実地研修においても、必ず医師の指示書に基づき、利用者や家族の同意を得て行うこと。

**【研修の一部委託に関する事項】**

○講師資格の確認をすること（講師資格申立書等で確認をすること）。

○研修の委託先については、委託契約書を作成し、委託内容、委託費用、事故発生時の対応等を明確にすること。

○実地研修を委託する場合は、一連の研修として現場演習も同時に委託し、評価を確認することが望ましい。

○研修の委託先については、具体的な実施方法及び評価方法を書面で示し、研修の標準化を図ること。

○研修を委託する場合も、登録研修機関に設置される研修委員会において、委託先の選定、実施状況の確認などを行い、当該研修の実施及び修得程度の審査が公平かつ適正に行われるようにすること。

【喀痰吸引等研修実施委員会について】

○複数の関係者による研修委員会を整備し、研修実施計画の策定、研修教材の選定、研修講師の選定等の検討を行い、当該研修の実施及び修得程度の審査が公平かつ適正に行われるようにすること。

○研修修了の審査判定においては、出席状況、筆記試験、演習・実地研修の実施状況を確認することに加え、登録研修機関としてチェック機能を徹底し、履修証明書、研修修了証の交付を行うこと。なお、研修修了証明書は府が指定した様式に沿って発行すること。